

決 裁	委員長	職務代理	委員	委員	5 杉選第 346 号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 27 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 8 月 21 日(水)		午後 4 時 00 分から 午後 5 時 30 分まで		
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、高野法規担当係長			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案 第 28 号	公職選挙法等改正要望事項の提出について			決定
	報告事項 27 - 1	衆議院議員（小選挙区選出）選挙区割り変更に伴う 2 会場（荻窪体育館、高円寺体育館）での開票事務について			了承
	報告事項 27 - 2	令和 6 年度執行 東京都知事選挙 投票管理者・立会人アンケート集計結果			了承
	報告事項 27 - 3	令和 6 年度執行 東京都知事選挙 投票所庶務主任アンケート集計結果			了承
委員長	これから令和 6 年第 27 回の定例会を開催します。				
	<公職選挙法等改正要望事項の提出について>				
委員長	議案第 28 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>公職選挙法等改正要望事項について、第 26 回定例会で杉並区選挙管理委員会として回答すると決めました「選挙運動用ポスターに掲載している QR コードの規制について」及び「ポスター掲示場の候補者掲示枠の提供（譲渡）規制について」を所定の回答書に必要事項を書いたものを提案しております。まず、「選挙運動用ポスターに掲載している QR コードの規制について」ですが、関係法令は公職選挙法（以下「法」という。）142 条の 3、同法 143 条及び同法 144 条です。要望内容は QR コードの制限として候補者の政見放送等に関するサイトへのアクセスのみに限定すること、選挙とは関係のないサイトへ繋がる QR コードの掲載禁止となっています。要望理由は、インターネットの活用ができるようになり候補者等のサイトへの誘導が多くなりました。特に今回の知事選挙では、QR コードを読み込むと政見等とは全く違ったサイトへ誘導されるケース、特に商品販売やアダルトサイトへ繋がるケースもありました。ポスター掲示場は人が多く集まるところや投票所となる小中学校に設置することが多く児童や生徒が登下校時に QR コードを読み込むことも考えられます。よって、早期に制限をかける必要があると考えます。次に「ポスター掲示場の候補者掲示枠の提供規制について」ですが、関係法令は法 143 条、同法 144 条及び同法第 144 条の 2 です。要望内容は、法</p>				

局長	第 144 条の 2 に枠の提供規制の新設と同法第 143 条又は 144 条に候補者以外の顔写真の掲載禁止等の条文を新設します。要望理由ですがある政治団体が知事選挙において 24 人の候補者を立て、各候補者から掲示場の枠の提供があったのか、24 人分全て同じポスター貼っており、マスコミ情報等では有権者に対して混乱を招いているとの報道もありました。ポスター掲示場の設置目的は選挙の公平性及び選挙人の投票行動への便宜を図ることにあると考えます。この 2 点から枠の提供（譲渡）規制及び候補者以外の顔写真の掲載禁止等の条文を新設する必要があると考えます。説明は以上です。
委員長	議案第 28 号について質問はありますか。
与島委員	「ポスター掲示場の候補者掲示枠の提供規制について」の候補者以外の顔写真の掲載禁止ですが、犬なら良いといった問題が生じると考えます。
局長	近年では候補者の似顔絵を載せるケースもあります。候補者以外の顔写真の掲載禁止の文言に留めておかないと、載せられる内容がかなり制限されます。
職務代理	過去にあった例ですが、候補者本人の名前とスローガンのみのポスターもありました。
小井委員	候補者以外の顔写真を掲載すると有権者が混乱します。候補者以外の顔写真の掲載を禁止しているので問題ないと考えます。
局長	「ポスター掲示場の候補者掲示枠の提供（譲渡）規制について」の要望は掲示枠の提供（譲渡）規制の効力がある程度担保されれば、候補者以外の顔写真等の問題も起きないのではないかと考えます。
委員長	ほかに質問はありませんか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<衆議院議員（小選挙区選出）選挙区割り変更に伴う（2 会場荻窪体育館、高円寺体育館）での開票事務について>
委員長	報告事項 27 - 1 について事務局から説明をお願いします。
局長	衆議院議員（小選挙区選出）選挙区割り変更に伴う 2 会場（荻窪体育館、高円寺体育館）での開票事務について説明します。区割り変更に関する公職選挙法が令和 4 年 11 月 28 日に公布され同年 12 月 28 日から施行されたので、本区でも衆議院議員小選挙区図のとおり区割りが変更になりました。区割りの範囲、実施時期については記載のとおりです。なお、参考に令和 4 年 12 月に 27 区の区民向けに配布したチラシをお配りしております。次に開票所及び事務従事職員数ですが、記載のとおり第 8 区は荻窪体育館、第 27 区は高円寺体育館で、従事者数概算ですが、8 区 470 人、27 区 117 人となっています。次に期日前投票場所ですが、8 区については記載の 13 箇所、27 区については 5 箇所となっており、四角で囲んである施設は 8 区、27 区共に投票できます。なお、荻窪地域区民センターは 11 月から改修工事となるため、中央図書館で実施を予定しております。次に選挙長及び開票管理者ですが記載のとおり本選挙管理委員 4 人で担当していただきたいと考えております。説明は以上です。
委員長	報告事項 27 - 1 について何か質問はないですか。
職務代理	27 区の期日前投票所の数は有権者数等を考慮しているのですか。
局長	既に指定している期日前投票所の 27 区のエリアにある施設になります。有権者数等を参考にしているものではありません。

委員長	27 区の杉並区民が中野区の期日前投票所を利用できるのですか。
局長	選挙人名簿の照合ができませんので出来ません。
委員長	期日前投票所について例えば、井草に住んでいる者がセシオン杉並で投票することは可能ですか。
局長	四角で囲んでいる施設は、投票会場の違いはありますが同一施設内で、8 区、27 区の投票はできます。
職務代理	27 区の有権者が中野区の期日前投票所に行かないよう選挙のお知らせは工夫が必要ではないですか。
局長	27 区で投票できる期日前投票所の案内については工夫してまいります。なお、27 区の期日前投票所には2 箇所、和田区民集会所、コミュニティーふらっと方南については27 区の有権者のみ投票できます。8 区の有権者がこの2 箇所投票しないよう選挙のお知らせは工夫が必要と考えております。また、8 区の施設のことになりますが、先ほど説明した通り荻窪地域区民センターが11 月から改修工事になり、代替施設として中央図書館を考えておりますが、施設の都合上9 時からの投票開始となります。この中央図書館での期日前投票についても有権者に周知してまいります。
法規担当係長	担当職員から選挙のお知らせの素案のチェックを依頼されており、8 区のお知らせは8 区のみ記載、27 区は27 区のみ記載にして、誤解を防いではとアドバイスしております。
職務代理	8 区、27 区の境界線のポスター掲示板について、境界付近に住んでいる有権者が8 区、27 区の候補者を間違える可能性があります。境界付近にある掲示板については使用するのですか。
局長	設置できる場所が限られているため使用していくこととなります。
職務代理	区境、例えば世田谷区と杉並区はそれぞれの掲示場がかなり近接しているところもありますが、住んでいる有権者が各区の候補者についてきちんと理解していますが、8 区、27 区では同じ区内で候補者が違うということになります。一般の有権者はなかなか理解できないのではないのでしょうか。
局長	ポスター掲示板の色を8 区、27 区で違う色にすることは可能です。
委員長	少々枠を大きくして8 区、27 区の表示をわかりやすくしてはどうですか。
局長	工夫してまいります。
委員長	ほかに質問はないですか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。
	<令和6 年執行 東京都知事選挙 投票管理者・立会人アンケート集計結果及び投票所庶務主任アンケート集計結果>
委員長	報告事項27-2 について事務局から説明をお願いします。
局長	報告事項27-2 について説明しますが、27-3 についても投票所庶務主任のアンケート集計結果なのでまとめて説明します。投票管理者・立会人アンケートですが、回収率51.94%となっています。まず投票に関することですが、主に「子どもに投票させる親がいる」、「出口がわかりにくい」、「導線がわかりにくい」といった意見がありました。次に区職員に関することですが、「勤務態度が良い」、「障害者への対応が丁寧」といった意見もあれば、「横暴な態度をとる職員がいた」といった意見もありました。次に投票管理者・立会人に関することですが、「適切に休憩をとることができた」、といった意見の他、「私語の多い管理者・立会人がいた」、「居眠りをする・意欲の無

局長	<p>い方がいる」といった好ましくない意見もありました。投票所の感染症対策ですが、「出入口のアルコール消毒液の設置は良かった」といった意見がありました。その他については、「猛暑のため暑かった」、「投票済証を渡す場所を明記すべき」といった意見がありました。報告事項 27-3、投票所庶務主任のアンケート集計結果の説明をします。回答率は約 94%となっています。設営委託業者の設営作業についてですが、良い、普通を合わせて約 78%あり概ね良かったと思われます。なお、主な悪い意見載せておりますので確認いただければと思います。次に派遣職員についてですが、配置は約 65%が「案内受付」となっており、勤務態度は約 72%良いとなっております。なお、主な意見は記載のとおりです。次に投票管理者・立会人についてですが記載のとおりとなっております。選挙事務従事者数については約 93%が適切と回答しております。選挙のお知らせについては記載のとおりです。次に 18 歳未満の子どもの入場については、投票管理者・立会人のアンケート集計結果にありましたように子どもに投函させようとする親が多いといった意見がありました。記載台での投票用紙の撮影及び選挙公報の投票所への持ち込みですが、記載のとおり意見がありました。その他ですが、投票管理者・立会人のアンケート集計結果にありました猛暑のためエアコンが効きづらく体調不良者が出たといった、空調に関する意見がありました。説明は以上です。</p>
委員長	<p>報告事項 27-2 及び 27-3 について何か質問はありませんか。旧新泉 3 小学校のエアコンについてはよろしくお願ひします。</p>
与島委員	<p>居眠りについて質問しますが、同じ方が居眠りしているといったことはないですか。</p>
局長	<p>高齢の方が多いため、昼食後は眠気を催すのではないかと思います。次回の選挙の説明会等で注意喚起していきます。</p>
委員長	<p>ほかに質問はありませんか。無いようでしたら了承でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ほかに何かありますか。無いようでしたら第 27 回定例会を終了します。</p>

回議	局長	次長	主査	作成者	第 27 回定例会 令和 6 年 8 月 21 日
					<p>会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願ひます。 確定後は区公式 HP へ掲載します。</p>